

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏 名 _____

適用年において取得等をした生産等資産のうち 当該適用年の12月31日において有するものの取得価額の合計額						①	円
資 産 区 分	設 備 の 種 類	②					
	機 械 等 の 名 称	③					
	取 得 年 月 日	④	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	事業の用に供した年月日	⑤	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得価額又は製作価額		⑥	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
取得価額の合計額 (⑥の合計)		⑦	円	本年税額基準額 $(⑨ \times \frac{20}{100})$	⑩	円	
税 額 控 除 限 度 額 $(⑦ \times \frac{3}{100})$ (①≦⑩の場合又は①≦⑧の場合は0)		⑧		本年税額控除可能額 (⑧と⑩のうち少ない金額)	⑪		
事業所得に係る所得税額		⑨		所得税額超過構成額	⑫		
				所得税額の特別控除額 (⑪－⑫)	⑬		
償 却 費 と し て 必 要 経 費 に 算 入 す る 金 額					⑭		
比 較 取 得 資 産 総 額 等 の 計 算							
適用年の前年において取得等をした生産等資産のうち当該適用 年の前年の12月31日において有するものの取得価額の合計額					⑮	円	
12 事業を営んでいた月数					⑯	12	
比 較 取 得 資 産 総 額 (⑮×⑯)					⑰	円	
比 較 取 得 資 産 総 額 の 1 1 0 % 相 当 額 $(⑰ \times \frac{110}{100})$					⑱		
機 械 等 の 概 要							

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成 27 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条の 5 の 2 第 3 項に規定する国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10 の 5 の 2」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄には、生産等資産の耐用年数省令別表第二に定める設備の種類を記載します。
- (2) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(旧措法 41、41 の 3 の 2)、政党等寄附金特別控除(旧措法 41 の 18)、認定 N P O 法人等寄附金特別控除(旧措法 41 の 18 の 2)、公益社団法人等寄附金特別控除(旧措法 41 の 18 の 3)、住宅耐震改修特別控除(旧措法 41 の 19 の 2)、住宅特定改修特別税額控除(旧措法 41 の 19 の 3)、認定住宅新築等特別税額控除(旧措法 41 の 19 の 4)、外国税額控除(平成 27 年改正前の所法 95)及び平成 27 年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条の 2 から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「⑫」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑫」欄の B の金額を記載します。
- (5) 「⑭」欄には、個人がその有する減価償却資産につき、その適用年においてその償却費として必要経費に算入する金額（所法その他の所得税に関する法令の規定（旧措法第 10 条の 5 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定を除きます。）により、必要経費として計算した金額をいいます。）を記載します。
- (6) 「機械等の概要」欄には、減価償却資産が生産等資産である機械及び装置に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第 10 条の 5 の 2、平成 27 年改正法附則 62 条